電気通信大学大学入学共通テスト実施委員会規程

令和 2年10月14日

(設置)

- 第1条 電気通信大学に、大学入学共通テスト(以下「共通テスト」という。)の実施のため、電気通信大学大学入学共通テスト実施委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (任務)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を決定するものとする。
 - (1) 共通テストの実施に当たっての基本方針及びその策定に関すること
 - (2) 共通テストの実施に当たっての具体的実施計画の策定に関すること
 - (3) その他共通テストの実施に必要な事項に関すること

(委員)

- 第3条 委員会は、次の者を委員として組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事又は職員
 - (3) 情報理工学域長
 - (4) 大学院情報理工学研究科長
 - (5) 保健管理センター長
- 2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員として置くことができる。 (委員長)
- 第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (会議の開催)
- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。 (委員会の事務)
- 第7条 委員会の事務は、学務部入試課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、令和2年10月14日から施行する。